

7 福薬業発第 282 号
令和 7 年 11 月 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 濱 寛

要指導医薬品として指定された医薬品について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして厚生労働省より日本薬剤師会を通じて、別添のとおり文書が届きましたのでお知らせいたします。

令和 7 年 10 月 30 日付で製造販売承認されたデキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物/クレゾールスルホン酸カリウムが、要指導医薬品として指定されていますので、区分に応じた適切な取り扱いが行われるよう貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 292 号
令 和 7 年 10 月 31 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 渡邊 大記

要指導医薬品として指定された医薬品について

標記について、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課から別紙のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、製造販売が了承された、デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物／クレゾールスルホン酸カリウム について、令和 7 年 10 月 30 日付で製造販売承認がされ、要指導医薬品に指定されたものです。

つきましては貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 30 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示第 288 号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

なお、別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html>)
において掲載することとしております。

(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）
デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物／クレゾールスルホン酸カリウム	メジコンこどもせき止めシロップ Pro	シオノギヘルスケア株式会社	令和 7 年 10 月 30 日	安全性等に関する製造販売後調査期間（3 年）